

1章

はじめに

1.1 景観計画策定の背景と目的

板橋区は、首都東京を支える生活都市であり、中山道板橋宿・川越街道上板橋宿などを中心として古くから繁栄してきた「商」、戦後の復興と高度経済成長を支えてきた「工」、都市における貴重な農地や民俗芸能文化などのふるさと板橋の原風景を今に伝える「農」の活気あふれる都市として発展してきました。

また、武蔵野台地の崖線の樹林や湧水、荒川・石神井川などの自然に恵まれたまちでもあります。

近年、住環境の向上や心の豊かさが重視されるようになり、うるおいのある美しい都市空間の形成がますます求められつつある一方で、こうした板橋の顔となる「商」、「工」、「農」の風景や自然は、戦後復興やバブル経済にともなう大小様々な開発等によって大きく、そして徐々に失われてきました。

以上のような背景から、板橋区では、「活き粋いたばしまちなみ景観賞」や「板橋十景」の選定等により、良好な景観の普及・啓発に努めるとともに、緑と水の保全と創出を図り、区民参画のもとに美しい景観づくりを推進し、誇りをもって住み続けたいまちをつくることを基本方針とした「板橋区基本計画」、さらには「いたばしグリーンプラン(板橋区緑の基本計画)」、「板橋区環境基本計画」など、その板橋区の持つ資源の保全や創出、活用に向けた取り組みを行ってきました。

また、国民の景観に関する意識の高まりとともに、平成16年6月、我が国初の景観についての総合的な法律である景観法が制定され、板橋区においても、区民の景観に関する取り組みを総合的に進める必要が出てきたことから、平成20年5月、板橋区の景観形成の指針として、「板橋区都市景観マスタープラン」を策定したところです。

板橋区都市景観マスタープランでは、「“ひと、もの、まち”がバランスよく調和した景観づくり」という目標に向け、特徴ある自然や歴史・文化、さらには区民や区との協働により、景観形成を総合的、計画的に推進することとなっています。

こうした背景を踏まえ、今回、区民にとって最も身近な行政団体である区が、景観行政団体として、良好な景観形成の実現に向けた総合的・複合的な景観形成施策を実施・展開するとともに、区民をはじめとする関係者が、連携して良好な景観形成に取り組むことを目指して、「板橋区景観計画」を策定致します。

1.2 景観計画の位置づけ

「板橋区景観計画」は、景観法第8条第1項に基づき策定する景観計画です。

本計画は、板橋区における景観形成の基本的な方向性を示すとともに、景観法に基づく諸制度を活用した施策を示す、景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。

また、上位計画となる「板橋区基本構想」や「板橋区基本計画」、「板橋区都市景観マスタープラン」を受けるとともに、「板橋区都市計画マスタープラン」や関連する部門別計画との連携はもちろん、「東京都都市景観マスタープラン」や「東京都景観計画」などとも連携を図るものとします。

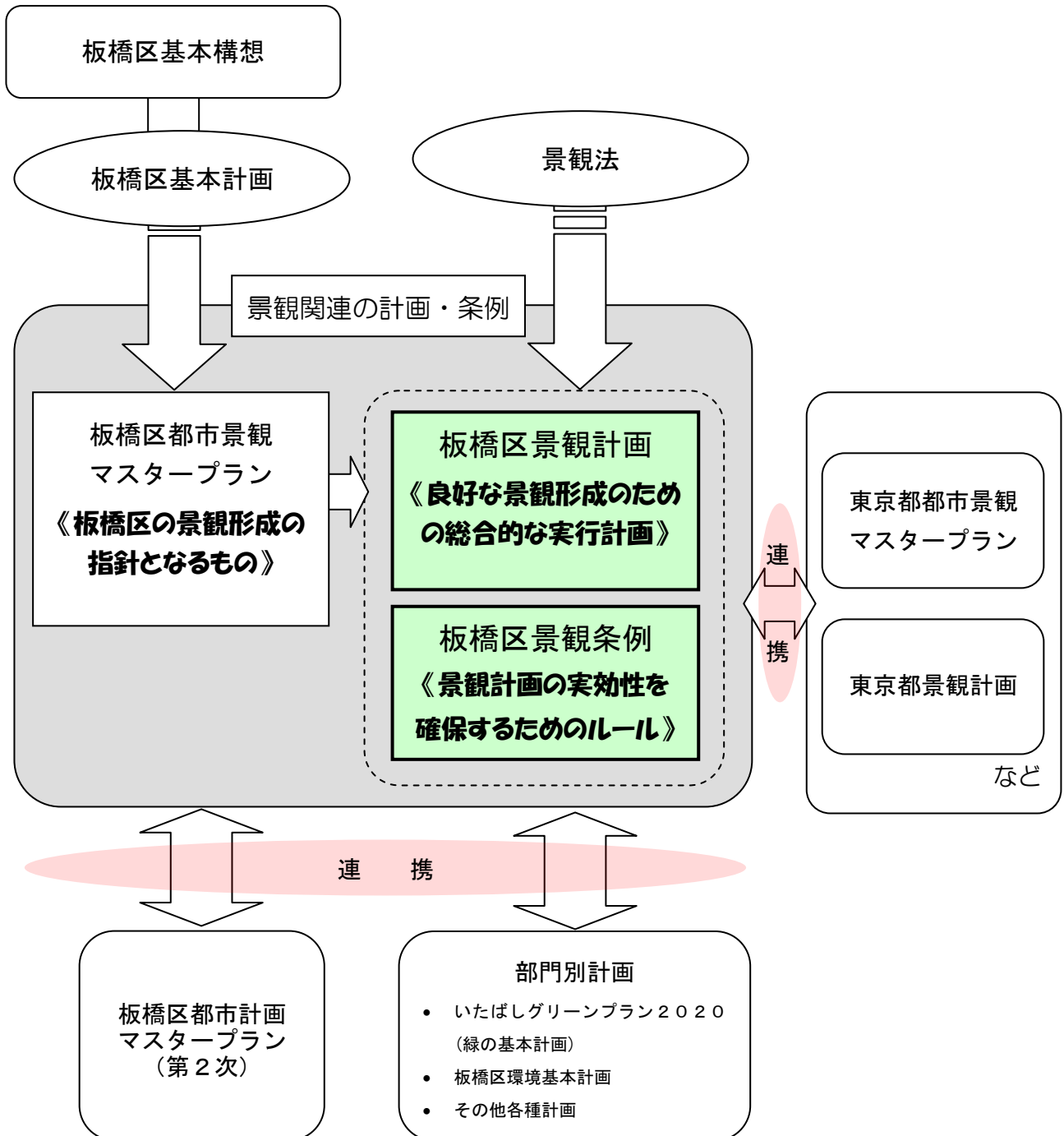
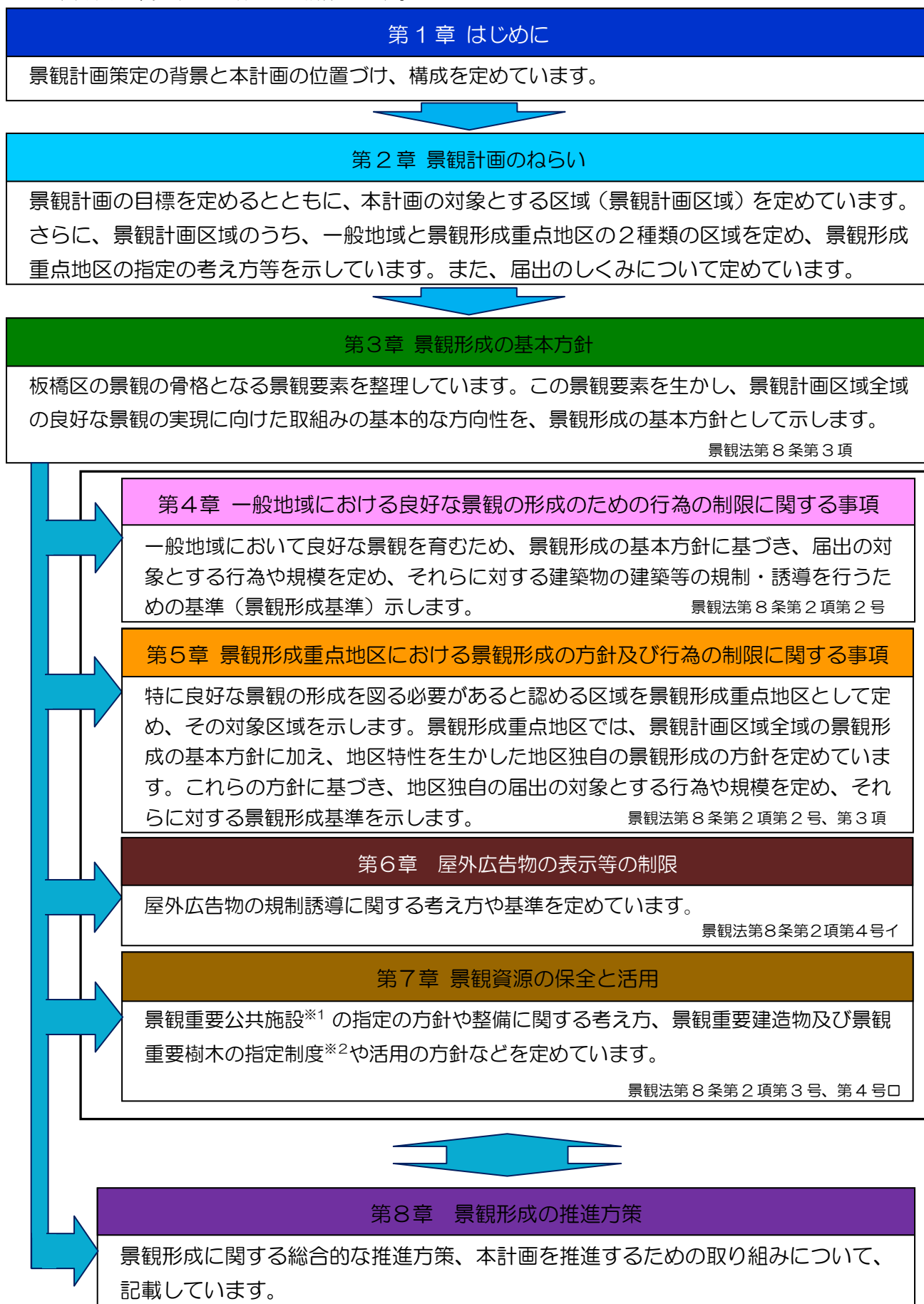


図 1-1 板橋区景観計画の位置づけ

1.3 景観計画の構成

本計画は、以下の内容により構成します。



※1 景観重要公共施設

景観法に基づく制度の1つで、景観計画区域における、良好な景観の形成に重要な道路・河川などの公共施設で、管理者の同意を得て指定されたものです。景観重要公共施設の管理者は、景観重要公共施設の整備に関する事項などに基づいた整備・管理等を行うこととなります。

※2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定制度

景観法に基づく制度の1つで、景観計画区域内に存在し、良好な景観の形成に重要な建造物や樹木として指定されたものです。景観重要建造物に指定された場合は、現状変更にあたり許可が必要となります。景観重要樹木に指定された場合は、伐採などにあたり許可が必要となります。